

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大阪地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |      |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 26 件 |
| 国民年金関係                        | 8 件  |
| 厚生年金関係                        | 18 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 29 件 |
| 国民年金関係                        | 17 件 |
| 厚生年金関係                        | 12 件 |

## 大阪国民年金 事案 6335（事案 4186 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、昭和36年4月に国民年金に加入し、毎月、事業所兼自宅に来るA県B市役所又はC社会保険事務所（当時）の集金人に申立期間の国民年金保険料を納付し、その際、国民年金手帳に証紙のようなものを貼ってもらっていたことを覚えているので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが納付を認められなかった。

しかし、所持していた国民年金保険料の領収証書を見ると、過去の分をまとめて納付しており、この時に申立期間の保険料を一緒に納付したかもしれないと思うようになったので、もう一度よく審議の上、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人に係る国民年金の加入手続は昭和41年6月以降に行われたものと推認されることから、申立期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない上、B市では、集金人による保険料の個別徴収が開始されたのは38年4月からであったとしているなど、申立内容と符合しないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成22年4月23日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、社会保険事務所（当時）から提出されたものは別の申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿があることが判明し、当該名簿を見ると、申立期間を含む昭和36年度から39年度までの期間について、「現納 47.10.19」と記載されており、当該期間の国民年金保険料が第1回目の特例納付時に納付されたことを示す事跡が確認できる。

また、申立人は、国民年金に加入して以来、申立期間を除いて未納は無く、

納付意識の高さがうかがえる上、昭和4年\*月生まれの申立人の年金受給資格期間は23年であり、受給資格を最低限確保するためには、41年3月以降の国民年金保険料を納付することで足りるところ、それ以前の38年4月以降の保険料が特例納付されていることなどを踏まえると、申立人が、年金の満額受給を目的として申立期間も含めて特例納付を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立人の納付記録を見ると、B市在住時に国民年金保険料を納付済みであった昭和40年4月から44年3月までの期間について、転出先であるA県D市において特例納付の納付書が発行され、うち40年4月から43年3月までの期間が重複納付されており、当時、申立人に係る行政側の記録管理に不備があったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から42年6月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から42年6月まで  
② 昭和50年1月から同年3月まで

私は、昭和36年に中学校を卒業してすぐに働き、毎月の給料の中から実家に仕送りをしていました。41年11月頃、母が、実家のA県B市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料は、私が仕送りした中から、納付してくれていたはずであるのに、申立期間①は、両親が納付済みであり、私が未納とされていることは納得できない。

また、昭和48年3月に結婚後は、妻が自宅に来ていたC県D市の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたのに、申立期間②は、妻が納付済みであり、私だけが未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、昭和42年3月20日に発行され、41年11月12日まで遡って国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していることが確認できることから、当該年金手帳が発行された時点において、申立期間①は現年度納付が可能な期間である。

また、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとするその母親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳期間満了まで保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえる上、申立人の住所地では、当時、納付組織による集金が行われていたことが確認されていることを踏まえると、申立人の母親が、8か月と短期間である申立期間①の保険料を納付していたとみるのが自然である。

申立期間②について、申立人は、昭和48年3月に結婚して以降、その妻が

自宅に来ていたD市の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたとしているところ、申立人及びその妻に係る同市の国民年金保険料収滞納一覧表を見ると、50年1月以降は夫婦の納付日は一致していることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

また、申立人及びその妻に係るD市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間②の2年後に当たる昭和52年1月から同年3月までの期間を、夫婦同一日に過年度納付していることが確認できるところ、申立期間②についても申立人の妻は過年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付を担当していたとするその妻は、昭和48年11月頃に国民年金に加入して以降、保険料を完納しており、納付意識の高さがうかがえることから、妻が、申立期間②の保険料を自身のみ過年度納付し、申立人の保険料を一緒に納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで

私が会社を辞めて事業を始めると、市役所から国民年金の加入を促す案内が送付されてきたので、夫婦で国民年金に加入し、それ以降、妻が夫婦二人分の国民年金保険料をいつも一緒に納付してくれていた。

申立期間は、妻だけが納付済みであり、私に納付記録が無いことは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、共に昭和42年6月頃に払い出されており、納付日が確認できる同年4月から52年3月までは、夫婦の納付日が同一であることがそれぞれの国民年金手帳等から確認できることから、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたとする申立人の主張を裏付けている。

また、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたとする申立人の妻は、国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、時効成立前の納付が可能な昭和40年度及び41年度の保険料を過年度納付し、それ以降60歳期間満了まで保険料を全て納付しており、妻の納付意識の高さがうかがえるところ、その妻が、同様に過年度納付が可能な期間である申立人の保険料について、40年度のみを納付し、その直後である申立期間の41年度の保険料を一緒に納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの期間及び49年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年9月まで  
② 昭和49年4月から同年9月まで

私は、国民年金に加入してからは、送付されてきた納付書で必ず国民年金保険料を納付しており、保険料を納付していなければ、納付書は何度も届いていたと思うが、私に納付書が何度も送られてきた記憶はない。

「ねんきん特別便」を見て、初めて未納期間があることに驚いたが、申立期間当時は、A職として勤めており、国民年金保険料を納付できないほどお金には困っていなかった。

申立期間がそれぞれ未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年9月頃に払い出されていることが確認でき、申立人は、その時点で同年4月まで遡って国民年金保険料を現年度納付するとともに、48年1月から60歳期間満了まで、申立期間①及び②の前後を含め保険料を全て現年度納付している。

また、申立人に係るB県C市の国民年金被保険者名簿を見ると、加入手続前の未納期間である昭和42年11月から44年12月までの期間及び45年1月から47年3月までの期間の国民年金保険料について、それぞれ特例納付及び過年度納付している上、申立人の満20歳から60歳期間満了まで未納とされている期間は、申立期間①及び②のみであることから、申立人は、年金の満額受給を目指して保険料を納付してきたものとみるのが自然である。

さらに、申立期間当時、申立人は、A職として勤務し、収入は安定していたとしていることなどを踏まえると、それぞれ6か月間と短期間である申立期間①及び②について、申立人が国民年金保険料を納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から8年2月まで

私が平成8年2月に結婚してしばらくたった頃、自宅に私の国民年金保険料の納付書が送付されてきた。その納付書を使用して、金融機関の窓口でまとめて納付した。

私が所持している封筒には、国民年金保険料額の記載があるし、自身で保険料を納付したのは申立期間だけなので、納付した記憶ははっきりと残っているため、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の手帳記号番号の払出日の記録（資格取得日と納付日）から、平成8年6月に払い出されているものと推定でき、この時点で申立期間は、時効成立前の国民年金保険料を過年度納付することが可能な期間である。

また、申立人がA社会保険事務所（当時）から送付されてきたとする「国民年金保険料納付書在中」と記されている封筒を所持していることから、申立人に過年度に係る国庫金納付書が送付されてきたことが確認できる上、当該封筒に同封されていた「国民年金保険料分割納付申出書（はがき）」の差出有効期限が平成9年3月31日までであること、及び申立人の未納期間は申立期間のみであることから、当該納付書は申立期間に係るものであると推認でき、自宅に国民年金保険料の納付書が送付されてきたとの申立人の陳述と符合する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を記載したとする封筒は、申立期間当時にB県C市役所から送られたものであり、書かれている保険料額は申立期間の保険料額と一致している上、前述の納付書が同封されていたと考えられる封筒は、申立人に対する事情の聴取時に新たに提出されたもので、当該封



筒の中に納付書以外の資料は残されていることを考慮すると、申立人が同封されていた納付書を使用して保険料を納付したと考えることも不自然とまでは言えない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで  
② 昭和37年10月

時期は不明であるが、亡母がA県B市役所C出張所で、私の国民年金の加入手続を行ったはずである。

申立期間①の国民年金保険料については、加入後しばらくして、母から1,800円の保険料額が手書きで記載された納付書を渡されて、自身でD駅前にあったE銀行（当時）で納付したことを覚えている。

納付した時期は、妹が結婚して実家を出て1年ほど後から、イベントが開催される1年ほど前の間であったと思う。

また、納付書の形状は、わら半紙のような茶色で、当時所持していた国民年金手帳よりも大きい長方形であったと記憶している。

申立期間②の国民年金保険料の納付については、私自身は関与していないが、常に自宅にいた母が、他の納付済期間と同様に、集金人に納付したのではないかと思う。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市において、昭和36年4月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、37年1月5日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、申立期間①の国民年金保険料額は1,800円であり、陳述の金額と一致する。

さらに、申立人は、i) その妹の結婚後1年程度経過した時期から、イベントが開催される1年ほど前の間に、申立人の母親から渡された納付書により、当時、D駅前にあったE銀行で納付したこと、ii) 納付書の形状はわら半紙のような茶色で、国民年金手帳より大きい長方形であったことなどについて、詳細に陳述しており、その内容は当時の状況と符合している。

加えて、申立人と同日に国民年金手帳記号番号が払い出された被保険者に係るオンライン記録及び特殊台帳を見ると、昭和36年4月の国民年金制度の開始月まで遡って国民年金保険料を納付している例が多くみられる（前後者27名中21名）ことから、申立人も、申立期間①の保険料を遡って納付した可能性を否定できない。

一方、申立期間②について、申立人は、当該期間を含む3か月間（昭和37年10月から同年12月まで）の国民年金保険料については、昭和37年11月頃に訪れた集金人に申立人の母親が納付したはずであると陳述している。

この点、昭和37年11月時点では、申立人は既に厚生年金保険被保険者であったことを踏まえると、その母親は、申立人が会社勤務を開始したことから、国民年金保険料の納付をやめた可能性が高い。

また、申立期間②を含む3か月の国民年金保険料を納付した場合、厚生年金保険被保険者期間である昭和37年11月及び同年12月の保険料については還付されるべきであるが、オンライン記録には還付の事跡は見当たらず、申立人にも保険料還付の請求を行った等の記憶はなく、その母親からも還付に係る話は聞かされていないと陳述している。

さらに、申立人は申立期間②の国民年金保険料の納付について関与しておらず、その母親が3か月ごとに保険料を納付したと主張するのみであり、また、手続及び納付を担っていたとする母親は既に他界しており、申立人から申立期間②の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年12月  
② 昭和57年1月から同年3月まで

私は会社を退職し、昭和50年秋頃に事業所を開設した。当時は二人共に若かったため、年金のことはよく知らなかったが、知人から国民年金に加入しておいた方がよいと聞いていたので、時期は覚えていないが、夫婦一緒にA県B市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。

また、国民年金保険料についても、遡って支払う方がよいと聞いていたので、納付可能な夫婦二人分の保険料を遡って納付することとしたと思う。納付方法ははっきりとは覚えていないが、当時は常に銀行員が事業所を訪れていたため、他の支払分と同様に、銀行員に納付書を渡して納付してもらったかもしれない。

それ以来、私の妻が、常に夫婦二人分の国民年金保険料を送付される納付書で納めてくれていた。当時、妻は子育て中であり、事業所の支払業務も任せていたので多忙であったが、私は支払が遅れないようにと常に話していたので、妻は夫婦二人分をきっちりと納付してくれたはずである。

しかし、記録では申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされており納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金の加入手続時期は、オンライン記録における夫婦の前後の国民年金手帳記号番号の記録から昭和54年1月頃と考えられるが、この加入時期以降の国民年金保険料は、申立期間②の3か月間を除き全て納付済みとなっている上、平成元年度以降は前納するなど、夫婦の納付意識の高さ

がうかがえる。

また、申立期間②について、申立人夫婦の戸籍の附票を見ると、昭和 57 年 3 月 25 日に A 県 C 市から B 市へ住所変更しているが、夫婦が所持する年金手帳に同年 4 月 2 日変更と記載されていることから、国民年金の住所変更手続が適切に行なわれたことがうかがえる。

さらに、申立人夫婦に係る C 市保存の旧国民年金被保険者台帳の検認記録欄を見ると、申立期間②に近接する昭和 55 年度の納付記録について、同市で納付されているにもかかわらず、更新後の新台帳では他市納付として記録されており、記録管理の不適切さがうかがえる。

加えて、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人夫婦の納付意識の高さを踏まえると、3 か月間と短期間である申立期間②についてのみ、保険料を納付していなかったと考えるのは不自然である。

次に、申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続時期は、上記のとおり、昭和 54 年 1 月頃と考えられることから、この加入時期からみて、当該期間である 50 年 12 月の国民年金保険料は、既に時効により納付できない期間である。

また、特殊台帳を見ると、申立期間①直後の昭和 51 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、54 年 1 月に一括して納付されていることからみても、加入手続時点で納付可能な過去の期間の保険料は納付した一方、申立期間①の保険料については、時効により納付できなかったとするのが自然である。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人から申立期間①の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から53年3月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年12月から53年3月まで  
② 昭和57年1月から同年3月まで

私の夫は会社を退職し、昭和50年秋頃に事業所を開設した。当時は二人共に若かったため、年金のことはよく知らなかったが、夫が知人から国民年金に加入しておいた方がよいと聞いていたので、時期は覚えていないが夫婦一緒にA県B市役所に行き、国民年金の加入手続を行った。

また、国民年金保険料についても、遡って支払う方がよいと聞いていたので、納付可能な夫婦二人分の保険料を遡って納付することとしたと思う。納付方法ははっきりとは覚えていないが、当時は常に銀行員が事業所を訪れていたため、他の支払分と同様に、銀行員に納付書を渡して納付してもらったかもしれない。

それ以来、私が常に夫婦二人分の国民年金保険料を送付される納付書で納めていた。当時、私は子育て中であり、事業所の支払業務も担当していたが多忙であったが、夫から、支払が遅れないようにと常に言われていたので、夫婦二人分をきっちりと納付していたはずである。

しかし、申立期間①の国民年金保険料について、夫の分は1か月を除き納付済みとなっているのに私は未納とされており、また、申立期間②の保険料については夫婦共に未納とされているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金の加入手続時期は、オンライン記録における夫婦の前後の国民年金手帳記号番号の記録から昭和54年1月頃と考えられるが、この加入時期以降の国民年金保険料は、申立期間②の3か月間を除き全て納付

済みとなっている上、平成元年度以降は前納するなど、夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②について、申立人夫婦の戸籍の附票を見ると、昭和 57 年 3 月 25 日に A 県 C 市から B 市へ住所変更しているが、夫婦が所持する年金手帳に同年 4 月 2 日変更と記載されていることから、国民年金の住所変更手続きが適切に行なわれたことがうかがえる。

さらに、申立人夫婦に係る C 市保存の旧国民年金被保険者台帳の検認記録欄を見ると、申立期間②に近接する昭和 55 年度の納付記録について、同市で納付されているにもかかわらず、更新後の新台帳では他市納付として記録されており、記録管理の不適切さがうかがえる。

加えて、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人夫婦の納付意識の高さを踏まえると、3 か月間と短期間である申立期間②についてのみ保険料を納付していなかったと考えるのは不自然である。

次に、申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続時期は、上記のとおり、昭和 54 年 1 月頃と考えられることから、この加入時期からみて、申立期間①のうち、51 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付が可能である。

また、申立人の夫の納付記録を見ると、申立期間①のうち、昭和 51 年 1 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付されている。この点について、申立人の夫は、約 8 年間勤務した会社を退職した月の翌月初日である 50 年 12 月 1 日付けで、国民年金被保険者資格を取得しており、同社勤務当時の共済組合の加入期間（98 か月）が認識されていたと考えられることから、夫の遡及納付は年金受給権確保が目的ではなく、年金受給額を充実させるための納付であったと考えられ、当該期間について夫の分のみ過去の未納保険料を遡って納付する必要はなく、その後の夫婦の保険料の納付状況も一致していることから考えても、夫の分のみ納付済みとされているのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から 53 年 3 月までの期間及び 57 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

- 1 申立期間のうち、平成12年11月1日から15年9月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、41万円に訂正することが必要である。
- 2 申立期間のうち、平成5年2月1日から9年7月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、5年2月から6年10月までは30万円、同年11月から7年3月までは26万円、同年4月から9年6月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月1日から9年7月1日まで  
② 平成12年11月1日から16年2月1日まで

厚生年金保険の加入記録状況について年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成5年2月1日から9年7月1日までの期間（申立期間①）及び12年11月1日から16年2月1日までの期間（申立期間②）の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低く記録されているので、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②のうち、平成12年11月1日から15年9月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人に係る標準報酬月額は、当初、12年11月から15年8月まで41万円と記録されていたところ、14年10月23日付けで、12年11月1日まで遡って15万円に減額されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所において、申立期間に被保険



者記録がある65人（申立人を除く。）のうち、48人の標準報酬月額が、申立人と同日の平成14年10月23日又は同年10月24日付けで、12年11月1日に遡って15万円に減額されていることが確認できる。

さらに、滞納処分票によると、A社は平成10年頃から厚生年金保険料を滞納し始め、17年7月に破産するまで、当時の事業主、事務担当者及び顧問税理士が、滞納保険料の納付について社会保険事務所の担当者と協議を重ねていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成14年10月23日付けで行われた遡及訂正処理は、事実即したものと考へ難く、申立人について、12年11月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た同年11月から15年8月までは、41万円に訂正することが必要である。

2 申立期間①について、オンライン記録によると、平成5年2月1日及び同年8月1日付けで、A社のほぼ全ての被保険者（申立人を含む。）について、標準報酬月額が大幅に減額改定されていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された普通預金元帳によると、申立人は、上記減額改定の前後において、給与振込額の減額は見られない上、給与振込額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、申立人は、当該期間に係る給与明細書等を所持していないものの、申立人と業務内容の同質性が高く、オンライン記録において申立人と同日の平成5年2月1日及び同年8月1日付けで、標準報酬月額を申立人と同額まで減額改定された者を含む複数の元同僚から提出された給与明細書及び源泉徴収票によると、当該複数の元同僚は、いずれも上記減額改定の前後において、給与手取額及び厚生年金保険料控除額に変動がなく、当該期間において、報酬月額に見合う標準報酬月額よりも保険料控除額に見合う標準報酬月額の方が低額であるものの、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額をおおむね上回っていることが確認できる。

さらに、申立人及び複数の元同僚は、いずれも「当該期間において雇用形態に変更はなく、給与の減額も無かった。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、前述の業務内容の同質性が高い元同僚と同額の標準報酬月額（平成5年2月から6年10月までは30万円、同年11月から7年3月までは26万円、同年4月から9年6月までは36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明と回答しているが、上記の元同僚の給与明細書等において確認できる保険料控除額に基づき認められる申立人の標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの報酬月額を届け出ており、その結果、社会保険事務所は、上述のとおり認められる標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②のうち、平成15年9月1日から16年2月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額は、14年10月23日付けの遡及訂正処理以降の最初の定時決定（平成15年9月1日）により、15万円と記録されているが、当該定時決定処理については、上記の遡及訂正処理と直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、A社の元事業主は、「当時の関係資料が保存されていないため、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額は不明である。」と回答している。

さらに、元同僚から提出された平成15年分及び16年分の源泉徴収票によると、当該元同僚は、当該期間において報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、申立人についても当該元同僚と同様の状況であった可能性が高いものと考えられる。

このほか、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

- 1 申立期間のうち、平成11年10月1日から13年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、11年10月から同年12月までは56万円、12年1月から同年9月までは50万円、同年10月から13年9月までは47万円に訂正することが必要である。
- 2 申立期間のうち、平成5年2月1日から8年7月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、5年2月から6年10月までは36万円、同年11月から7年2月までは34万円、同年3月は44万円、同年4月から同年12月までは53万円、8年1月から同年6月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年3月29日から3年10月1日まで  
② 平成5年2月1日から9年7月1日まで  
③ 平成11年10月1日から14年4月1日まで

厚生年金保険の加入記録状況について年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成2年3月29日から3年10月1日までの期間（申立期間①）、5年2月1日から9年7月1日までの期間（申立期間②）及び11年10月1日から14年4月1日までの期間（申立期間③）の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額より低く記録されているので、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③のうち、平成11年10月1日から13年10月1日までの期間

について、オンライン記録によると、申立人に係る標準報酬月額は、当初、11年10月から同年12月までは56万円、12年1月から同年9月までは50万円、同年10月から13年9月までは47万円と記録されていたところ、同年7月16日付けで、11年10月1日まで遡って15万円に減額されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所において、申立期間に被保険者記録がある43人（申立人を除く。）のうち、7人の標準報酬月額が、申立人と同日の平成13年7月16日付けで、11年10月1日に遡って15万円に減額されていることが確認できる。

さらに、滞納処分票によると、A社は平成10年頃から厚生年金保険料を滞納し始め、17年7月に破産するまで、当時の事業主、事務担当者及び顧問税理士が、滞納保険料の納付について社会保険事務所の担当者と協議を重ねていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成13年7月16日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、11年10月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年10月から同年12月までは56万円、12年1月から同年9月までは50万円、同年10月から13年9月までは47万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、平成5年2月1日及び同年8月1日付けで、A社のほぼ全ての被保険者（申立人を含む。）について、標準報酬月額が大幅に減額改定されていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された普通預金取引明細表によると、申立人は、上記減額改定の前後において、給与振込額の減額は見られない上、給与振込額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、申立人は、当該期間に係る給与明細書等を所持していないものの、申立人と業務内容の同質性が高く、オンライン記録において申立人と同日の平成5年2月1日及び同年8月1日付けで、標準報酬月額を申立人と同額まで減額改定された者を含む複数の元同僚から提出された給与明細書及び源泉徴収票によると、当該複数の元同僚は、いずれも上記減額改定の前後において、給与手取額及び厚生年金保険料控除額に変動がなく、当該期間において、報酬月額に見合う標準報酬月額よりも保険料控除額に見合う標準報酬月額の方が低額であるものの、当該保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額をおおむね上回っていることが確認できる。

さらに、申立人及び複数の元同僚は、いずれも「当該期間において雇用形

態に変更はなく、給与の減額も無かった。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、前述の業務内容の同質性が高い元同僚と同額の標準報酬月額（平成5年2月から6年10月までは36万円、同年11月から7年2月までは34万円、同年3月は44万円、同年4月から同年12月までは53万円、8年1月から同年6月までは36万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は不明と回答しているが、上記の元同僚の給与明細書等において確認できる保険料控除額に基づき認められる申立人の標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と長期間にわたり一致していないことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの報酬月額を届け出ており、その結果、社会保険事務所は、上述のとおり認められる標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①及び②のうち、平成8年7月1日から9年7月1日までの期間及び申立期間③のうち、13年10月1日から14年4月1日までの期間について、A社の元事業主は、「当時の関係資料が保存されていないため、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額は不明である。」と回答している。

また、上記の元同僚から提出された申立期間①に係る給与明細書によると、当該元同僚の当該期間における厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又はそれを下回る額であることが確認できる。

さらに、複数の元同僚から提出された申立期間②のうち、平成8年7月1日から9年7月1日までの期間及び申立期間③のうち、13年10月1日から14年4月1日までの期間に係る給与明細書及び源泉徴収票によると、当該複数の元同僚の当該期間における報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

加えて、申立人及び元同僚は、「A社では、平成13年頃から給与体系の改定により、基本給と歩合給に分けて支給されるようになり、合算額が振り込まれていた。」と陳述しているところ、上記複数の元同僚のうち、一人から提出された給与明細書によると、平成13年7月以降、給与明細書は2枚に分けて作成され、そのうち1枚の給与明細書では、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できるものの、もう1枚の給与明細書では、厚生年金保険料が控除されていないことが確認

できる。

このほか、申立期間①及び②のうち、平成8年7月1日から9年7月1日までの期間及び申立期間③のうち、13年10月1日から14年4月1日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成17年4月から同年8月までは24万円、同年9月から19年6月までは26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の18万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成17年4月及び同年5月は22万円、同年6月及び同年7月は24万円、同年8月は22万円、同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月は24万円、同年12月及び18年1月は22万円、同年2月は24万円、同年3月は26万円、同年4月は24万円、同年5月は22万円、同年6月は24万円、同年7月は26万円、同年8月から同年12月までは24万円、19年1月及び同年2月は22万円、同年3月から同年6月までは24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月1日から19年7月1日まで

事業所からの説明により、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

事業主から年金事務所へ訂正届が提出され記録が訂正されたが、保険給付に反映されない記録とされているので、申立期間について保険給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（平成 17 年 4 月及び同年 5 月は 22 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 24 万円、同年 8 月は 22 万円、同年 9 月は 24 万円、同年 10 月は 26 万円、同年 11 月は 24 万円、同年 12 月及び 18 年 1 月は 22 万円、同年 2 月は 24 万円、同年 3 月は 26 万円、同年 4 月は 24 万円、同年 5 月は 22 万円、同年 6 月は 24 万円、同年 7 月は 26 万円、同年 8 月から同年 12 月までは 24 万円、19 年 1 月及び同年 2 月は 22 万円、同年 3 月から同年 6 月までは 24 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に手続を失念したとして訂正の届出を行っており、当該保険料に係る納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 大阪厚生年金 事案 13299

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成9年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月21日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入記録状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成9年3月21日から勤務し、給与から保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書、B社から提出された給与明細表(賃金台帳)及び元同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間も継続して同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書における申立人の資格取得日は、オンライン記録どおりの平成9年4月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年12月は26万円、15年1月から同年9月までは28万円、同年10月は26万円、同年11月から16年1月までは28万円、同年2月は26万円、同年3月から同年8月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年12月1日から16年9月1日まで  
申立期間の標準報酬月額は、支給されていた給与額よりも低額となっている。

申立ての事実を確認できる給与明細書等を提出するので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書及び源泉徴収票並びにA市から提出された市民税県民税課税台帳において確認できる総支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成14年12月は26万円、15年1月から同年9月までは28万円、同年10月は26万円、同年11月から16年1月までは28万円、同年2月は26万円、同年3月から同年8月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所の破産管財人及び当時の役員は、いずれも不明と回答しており、給与明細書等において確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立て期間において一致していないものの、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果100万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の54万4,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(100万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、100万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月18日

A社から支給された賞与のうち、申立期間に支給された賞与を、総支給額ではなく、差引支給額で社会保険事務所(当時)に届出していた旨の連絡があった。

A社は、事後に年金事務所に総支給額での届出を行い、記録は訂正されたが、厚生年金保険料は時効により納付できなかつたため、申立期間の賞与の記録は差引支給額のみで、総支給額の賞与の記録は年金給付に反映されないものとなっている。

保険料は、総支給額に相当する額が賞与から控除されていたので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与明細書及び源泉徴収簿から、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(100万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に誤って提出し、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果、申立期間①は100万円及び申立期間②は130万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の標準賞与額(申立期間①は54万4,000円及び申立期間②は70万7,000円)とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(申立期間①は100万円及び申立期間②は130万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は100万円及び申立期間②は130万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月18日  
② 平成20年6月30日

A社から支給された賞与のうち、申立期間に支給された賞与を、総支給額ではなく、差引支給額で社会保険事務所(当時)に届出してしまっていた旨の連絡があった。

A社は、事後に年金事務所に総支給額での届出を行い、記録は訂正されたが、厚生年金保険料は時効により納付できなかったため、申立期間の賞与の記録は差引支給額のみで、総支給額の賞与の記録は年金給付に反映されないものとなっている。

保険料は、総支給額に相当する額が賞与から控除されていたので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与明細書及び源泉徴収簿から、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(申立期間①は100万円及び申立期間②は130万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に誤って提出し、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果、申立期間①は130万円、申立期間②は100万円及び申立期間③は130万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の標準賞与額（申立期間①は79万7,000円、申立期間②は61万円及び申立期間③は79万9,000円）とされているが、申立人は、申立期間①は126万1,000円、申立期間②は100万円及び申立期間③は130万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は126万1,000円、申立期間②は100万円及び申立期間③は130万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月22日  
② 平成19年12月18日  
③ 平成20年6月30日

A社から支給された賞与のうち、申立期間に支給された賞与を、総支給額ではなく、差引支給額で社会保険事務所(当時)に届出していた旨の連絡があった。

A社は、事後に年金事務所に総支給額での届出を行い、記録は訂正されたが、厚生年金保険料は時効により納付できなかったため、申立期間の賞与の記録は差引支給額のままで、総支給額の賞与の記録は年金給付に反映されないものとなっている。

保険料は、総支給額に相当する額が賞与から控除されていたので、年金



給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与明細書及び源泉徴収簿から確認できる厚生年金保険料控除額並びに賞与額に見合う標準賞与額は、訂正前のオンライン記録の標準賞与額（申立期間①は79万7,000円、申立期間②は61万円及び申立期間③は79万9,000円）より高額であることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書及び源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、申立期間①は126万1,000円、申立期間②は100万円及び申立期間③は130万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に誤って提出し、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果、申立期間①は100万円、申立期間②は120万円、申立期間③は100万円及び申立期間④は120万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の標準賞与額（申立期間①は77万4,000円、申立期間②は88万9,000円、申立期間③は73万7,000円及び申立期間④は88万5,000円）とされているが、申立人は、申立期間①は97万円、申立期間②は116万4,000円、申立期間③は100万円及び申立期間④は120万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は97万円、申立期間②は116万4,000円、申立期間③は100万円及び申立期間④は120万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日  
② 平成19年6月22日  
③ 平成19年12月18日  
④ 平成20年6月30日

A社から支給された賞与のうち、申立期間に支給された賞与を、総支給額ではなく、差引支給額で社会保険事務所(当時)に届出してしまっていた旨の連絡があった。

A社は、事後に年金事務所に総支給額での届出を行い、記録は訂正されたが、厚生年金保険料は時効により納付できなかったため、申立期間の賞与の記録は差引支給額のみで、総支給額の賞与の記録は年金給付に反映

されないものとなっている。

保険料は、総支給額に相当する額が賞与から控除されていたので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与明細書及び源泉徴収簿から確認できる厚生年金保険料控除額並びに賞与額に見合う標準賞与額は、訂正前のオンライン記録の標準賞与額（申立期間①は77万4,000円、申立期間②は88万9,000円、申立期間③は73万7,000円及び申立期間④は88万5,000円）より高額であることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書及び源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、申立期間①は97万円、申立期間②は116万4,000円、申立期間③は100万円及び申立期間④は120万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に誤って提出し、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果、申立期間①は100万円、申立期間②は120万円、申立期間③は100万円及び申立期間④は120万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の標準賞与額（申立期間①は79万2,000円、申立期間②は93万1,000円、申立期間③は77万2,000円及び申立期間④は92万7,000円）とされているが、申立人は、申立期間①は97万円、申立期間②は116万4,000円、申立期間③は100万円及び申立期間④は120万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は97万円、申立期間②は116万4,000円、申立期間③は100万円及び申立期間④は120万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日  
② 平成19年6月22日  
③ 平成19年12月18日  
④ 平成20年6月30日

A社から支給された賞与のうち、申立期間に支給された賞与を、総支給額ではなく、差引支給額で社会保険事務所(当時)に届出してしまっていた旨の連絡があった。

A社は、事後に年金事務所に総支給額での届出を行い、記録は訂正されたが、厚生年金保険料は時効により納付できなかったため、申立期間の賞与の記録は差引支給額のみで、総支給額の賞与の記録は年金給付に反映

されないものとなっている。

保険料は、総支給額に相当する額が賞与から控除されていたので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与明細書及び源泉徴収簿から確認できる厚生年金保険料控除額並びに賞与額に見合う標準賞与額は、訂正前のオンライン記録の標準賞与額（申立期間①は79万2,000円、申立期間②は93万1,000円、申立期間③は77万2,000円及び申立期間④は92万7,000円）より高額であることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書及び源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、申立期間①は97万円、申立期間②は116万4,000円、申立期間③は100万円及び申立期間④は120万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に誤って提出し、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果、申立期間①は100万円、申立期間②は120万円、申立期間③は100万円及び申立期間④は150万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の標準賞与額（申立期間①は79万9,000円、申立期間②は89万5,000円、申立期間③は68万9,000円及び申立期間④は103万4,000円）とされているが、申立人は、申立期間①は97万円、申立期間②は116万4,000円、申立期間③は100万円及び申立期間④は150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は97万円、申立期間②は116万4,000円、申立期間③は100万円及び申立期間④は150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 20 日  
② 平成 19 年 6 月 22 日  
③ 平成 19 年 12 月 18 日  
④ 平成 20 年 6 月 30 日

A社から支給された賞与のうち、申立期間に支給された賞与を、総支給額ではなく、差引支給額で社会保険事務所(当時)に届出してしまっていた旨の連絡があった。

A社は、事後に年金事務所に総支給額での届出を行い、記録は訂正されたが、厚生年金保険料は時効により納付できなかつたため、申立期間の賞与の記録は差引支給額のみで、総支給額の賞与の記録は年金給付に反映

されないものとなっている。

保険料は、総支給額に相当する額が賞与から控除されていたので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与明細書及び源泉徴収簿から確認できる厚生年金保険料控除額並びに賞与額に見合う標準賞与額は、訂正前のオンライン記録の標準賞与額（申立期間①は79万9,000円、申立期間②は89万5,000円、申立期間③は68万9,000円及び申立期間④は103万4,000円）より高額であることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書及び源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、申立期間①は97万円、申立期間②は116万4,000円、申立期間③は100万円及び申立期間④は150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に誤って提出し、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果、申立期間①、②、③及び④は100万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の標準賞与額（申立期間①は75万1,000円、申立期間②は71万8,000円、申立期間③は71万4,000円及び申立期間④は71万5,000円）とされているが、申立人は、申立期間①及び②は97万円、申立期間③及び④は100万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、申立期間①及び②は97万円、申立期間③及び④は100万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日  
② 平成19年6月22日  
③ 平成19年12月18日  
④ 平成20年6月30日

A社から支給された賞与のうち、申立期間に支給された賞与を、総支給額ではなく、差引支給額で社会保険事務所(当時)に届出していた旨の連絡があった。

A社は、事後に年金事務所に総支給額での届出を行い、記録は訂正されたが、厚生年金保険料は時効により納付できなかったため、申立期間の賞与の記録は差引支給額のままで、総支給額の賞与の記録は年金給付に反映されないものとなっている。



保険料は、総支給額に相当する額が賞与から控除されていたので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与明細書及び源泉徴収簿から確認できる厚生年金保険料控除額並びに賞与額に見合う標準賞与額は、訂正前のオンライン記録の標準賞与額（申立期間①は75万1,000円、申立期間②は71万8,000円、申立期間③は71万4,000円及び申立期間④は71万5,000円）より高額であることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書及び源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、申立期間①及び②は97万円、申立期間③及び④は100万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に誤って提出し、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果、申立期間①は100万円、申立期間②は120万円、申立期間③及び④は100万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の標準賞与額（申立期間①は76万9,000円、申立期間②は88万3,000円、申立期間③及び④は73万2,000円）とされているが、申立人は、申立期間①は97万円、申立期間②は116万4,000円、申立期間③及び④は100万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は97万円、申立期間②は116万4,000円、申立期間③及び④は100万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日  
② 平成19年6月22日  
③ 平成19年12月18日  
④ 平成20年6月30日

A社から支給された賞与のうち、申立期間に支給された賞与を、総支給額ではなく、差引支給額で社会保険事務所(当時)に届出していた旨の連絡があった。

A社は、事後に年金事務所に総支給額での届出を行い、記録は訂正されたが、厚生年金保険料は時効により納付できなかったため、申立期間の賞与の記録は差引支給額のままで、総支給額の賞与の記録は年金給付に反映されないものとなっている。

保険料は、総支給額に相当する額が賞与から控除されていたので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与明細書及び源泉徴収簿から確認できる厚生年金保険料控除額並びに賞与額に見合う標準賞与額は、訂正前のオンライン記録の標準賞与額（申立期間①は76万9,000円、申立期間②は88万3,000円、申立期間③及び④は73万2,000円）より高額であることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書及び源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、申立期間①は97万円、申立期間②は116万4,000円、申立期間③及び④は100万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に誤って提出し、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果、申立期間①は100万円、申立期間②は130万円、申立期間③及び④は100万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の標準賞与額（申立期間①は75万1,000円、申立期間②は95万6,000円、申立期間③及び④は73万2,000円）とされているが、申立人は、申立期間①は97万円、申立期間②は126万1,000円、申立期間③及び④は100万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は97万円、申立期間②は126万1,000円、申立期間③及び④は100万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月20日  
② 平成19年6月22日  
③ 平成19年12月18日  
④ 平成20年6月30日

A社から支給された賞与のうち、申立期間に支給された賞与を、総支給額ではなく、差引支給額で社会保険事務所(当時)に届出していた旨の連絡があった。

A社は、事後に年金事務所に総支給額での届出を行い、記録は訂正されたが、厚生年金保険料は時効により納付できなかったため、申立期間の賞与の記録は差引支給額のままで、総支給額の賞与の記録は年金給付に反映されないものとなっている。

保険料は、総支給額に相当する額が賞与から控除されていたので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与明細書及び源泉徴収簿から確認できる厚生年金保険料控除額並びに賞与額に見合う標準賞与額は、訂正前のオンライン記録の標準賞与額（申立期間①は75万1,000円、申立期間②は95万6,000円、申立期間③及び④は73万2,000円）より高額であることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書及び源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、申立期間①は97万円、申立期間②は126万1,000円、申立期間③及び④は100万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に誤って提出し、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、事後訂正の結果100万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の54万8,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(100万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、100万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月18日

A社から支給された賞与のうち、申立期間に支給された賞与を、総支給額ではなく、差引支給額で社会保険事務所(当時)に届出していた旨の連絡があった。

A社は、事後に年金事務所に総支給額での届出を行い、記録は訂正されたが、厚生年金保険料は時効により納付できなかったため、申立期間の賞与の記録は差引支給額のみで、総支給額の賞与の記録は年金給付に反映されないものとなっている。

保険料は、総支給額に相当する額が賞与から控除されていたので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与明細書及び源泉徴収簿から、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(100万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に誤って提出し、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を、平成5年5月から6年4月までは32万円、同年5月から8年7月までは26万円、同年8月から同年11月までは41万円、同年12月から9年2月までは24万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から9年3月31日まで  
年金事務所から、私の標準報酬月額が遡及して訂正されているので、確認してほしい旨の通知をもらった。  
申立期間当時は、A社でB業務に従事していた。社会保険の届出及び給与計算などは担当しておらず、自身の標準報酬月額が20万円になっていることは全く知らなかった。  
当時、受け取っていた給与の額に比べて、標準報酬月額が低くなっている  
ので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成5年5月から6年4月までは32万円、同年5月から8年7月までは26万円、同年8月から同年11月までは41万円、同年12月から9年2月までは24万円と記録されていたところ、同社が適用事業所に該当しなくなった日（平成9年3月31日、申立人も同日付けで被保険者資格を喪失）より後の同年4月8日付けで、5年5月1日に遡及して20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間当時のA社の事業主及び申立人を含む取締役二人に係る標準報酬月額が、平成9年4月8日付けで遡って減額訂正されていることが確認できるところ、同社の元経理担当者は、「当時は、社会保険料の滞納があり、事業主と社会保険事務所が協議して、取締役の標準



報酬月額を引き下げた。」と陳述している。

さらに、申立人は、A社の取締役であったことが商業登記により確認できるところ、同社の元経理担当者及び複数の同僚は、「申立人は、B業務をしていたので、経理及び社会保険事務には関与していなかった。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、平成9年4月8日付けで行われた遡及訂正処理は事実在即したものととは考え難く、申立人について5年5月1日まで遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た額（平成5年5月から6年4月までは32万円、同年5月から8年7月までは26万円、同年8月から同年11月までは41万円、同年12月から9年2月までは24万円）に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年6月16日に、B社における資格取得日に係る記録を同年6月16日に、同社における資格喪失日に係る記録を55年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年3月21日から54年6月16日まで  
② 昭和54年6月16日から55年3月1日まで

ねんきん定期便により、申立期間の加入記録が無いことが分かった。昭和53年3月にA社に入社した後すぐに、C社に出向し、同社本店でD業務などに従事した。55年3月に同社の社員になるまで、勤務場所及び業務内容に変更は無く、継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間におけるA社の事業主及び複数の元従業員の陳述により、申立人が当該期間もC社への出向社員として、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、前述の事業主及び申立期間①におけるA社の社会保険事務担当者は、「給与台帳等の保険料控除を確認できる資料は保管していないが、申立人の給与から申立期間①の保険料が控除されていたと思う。」旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和54年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当で

ある。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「保険料を納付したと思う。」と陳述しているが、これを確認できる関連資料は無く、厚生年金保険の加入記録における資格喪失日が雇用保険の加入記録における離職日の翌日である昭和54年3月21日となっており、離職日は同じであることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、当該期間におけるB社の取締役及び複数の元従業員の陳述から判断すると、申立人が、当該期間もA社の合併先であるB社に、C社への出向社員として勤務し（昭和54年6月16日にA社からB社に転籍、55年2月29日に同社を離職）、当該取締役の陳述から、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、オンライン記録によると、昭和54年6月16日付けでA社において、資格を喪失し、同年同日付けでB社において、資格を再取得している者が25人確認できるところ、当該25人全員の標準報酬月額は、当該資格喪失時及び再取得時において同額であることが確認でき、前述したとおりA社における資格喪失時の標準報酬月額を11万円と認定していることから、それと同額の11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は関連資料が無いため不明としているが、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に健康保険整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年6月から55年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月1日から同年6月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、D社）における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、同年4月を3万6,000円、同年5月を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間のうち、昭和42年1月31日から同年2月1日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は同年2月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年7月15日から23年7月15日まで  
② 昭和30年4月1日から同年11月1日まで  
③ 昭和40年4月1日から同年6月1日まで  
④ 昭和42年1月31日から同年2月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、B社で勤務した期間のうち申立期間①、C社（現在は、D社）で勤務した申立期間②及びA社で勤務した期間のうち申立期間③及び④の加入記録が無い旨の回答を得た。

私は、昭和21年3月1日から23年7月14日までB社において勤務し、E業務に従事していた。

また、昭和30年4月1日にC社に入社し、2度の社名変更を経て、平成6年3月31日にD社を退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 雇用保険の加入記録、D社から提出された「社員台帳」、申立人から提出された「退職金計算書」並びに事業所及び複数の元従業員の陳述等により、申立人は、昭和30年5月5日から平成6年3月31日までC社及びA社に継続して勤務し(昭和40年4月1日にA社F支店から同社G営業所に異動)、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年6月の社会保険事務所(当時)の記録及び同年4月に係る標準報酬月額等級表の最高等級から、同年4月は3万6,000円、同年5月は4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「不明」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間④について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和42年1月31日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失している者は、申立人を含め18人確認できるところ、オンライン記録によると、申立人を除く17人に係る当該資格喪失日は、同年2月1日付けで記録されている。

このうちの1人の脱退手当金裁定請求に係る資料を見ると、昭和44年12月の時点で、既に資格喪失日が42年2月1日とされていることが確認できることから、A社の事業主は、申立人が同年2月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと推認でき、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間④の標準報酬月額は、申立人のA社における昭和42年1月31日及びD社における同年2月1日の年金事務所の記録から4万8,000円とすることが妥当である。

- 3 一方、申立期間②については、前述のとおり、昭和30年5月5日以降の勤務は認められるものの、同年4月1日から同年5月4日までの期間については、前述の関連資料並びにD社及び複数の元従業員等から、申立人の当該期間に係る勤務実態を確認することができない上、申立人も「当時の総務部長から『卒業証明を提出するように』と言われたものの、なかなか持参せず、

書類が整わないことで正式な入社が遅れた。」と陳述している。

また、D社から提出されたA社発行の「停年退職(予定)者名簿」により、入社日が確認できる19人(申立人含む。)について、入社日と厚生年金保険の資格取得日を見ると、当該入社日から1か月ないし21か月遅れて厚生年金保険に加入している者が10人確認できる。このことについて、同社の人事担当者は、「当時、試用期間があった者もあり、その期間は人それぞれで異なっていたようだ。申立人も試用期間であった可能性は考えられる。」と陳述している。

さらに、同僚一人は、「申立人より早く入社した。」と陳述しているところ、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人を含む8人と同日付けで資格を取得していることが確認できることから、同社では、全ての従業員を、必ずしも入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたわけではなかったことが確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の申立人の資格取得日は、いずれも昭和30年11月1日と記録されており、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 申立期間①については、申立人は、昭和23年7月14日までB社のE業務社員として勤務していたと主張している。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者記録が有り、連絡先の判明した元従業員19人に照会し、14人から回答を得たが、記憶が定かでない1人を除き、申立人について記憶している者はいないことから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態等について確認することができない。

また、B社は昭和50年に適用事業所ではなくなっており、元事業主も死亡している上、承継先である「H社」も解散している。

さらに、前述の事情照会で回答を得た元従業員14人から、申立人の当該期間における厚生年金保険の加入に係る陳述は得られない。

加えて、前述の被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の資格喪失日は、いずれも昭和21年7月15日と記録されている上、厚生年金保険被保険者台帳に記載された資格期間も一致しており、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 6343 (事案 1123 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 5 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月から 49 年 12 月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間が未納とされている。しかし、昭和 53 年頃に母が、私の国民年金の加入手続を行い、46 年 5 月から保険料を納付していたので、申立期間を納付済みであると認めてほしいと年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間は、保険料の納付に関する時効により納付できない期間である等の理由により、記録の訂正は認められなかった。

しかし、母が加入手続をした時点で、時効で納付できなかったはずの期間でも納付済みとなっているので、申立期間も納付できた可能性もあり納付できない。また、年金事務所の記録と市の記録に相違があるほか、申立期間後の特例納付が可能な時期に特例納付した可能性もある。

申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認できる年金事務所保管の特殊台帳及びA県B市保管の納付記録等を提出するので、再度調査して申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 10 月 18 日に払い出されており、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない、ii) 申立人は、自身の国民年金の加入手続について直接関与しておらず、納付をめぐる記憶は曖昧であるほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 12 月 12 日付けで年金記録の訂正が必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金保険料徴収の時効の経過後に係る納付、昭和 50 年 1 月から 53 年 3 月までの期間の納付記録に係る社会保険事務所と市の記録の齟齬<sup>そご</sup>及び特例納付制度を利用した納付の可能性等を根拠として申し立てているが、i) 保険料徴収の時効について、当時の A 県の取扱いでは、国民年金手帳記号番号の払出時点で 50 年 1 月からの納付は可能であるが、申立期間の保険料は時効により納付できず、ii) 社会保険事務所と市の記録を見ると、いずれも同時期に過年度納付された記録であり、両者の記録に齟齬はみられない、iii) 特例納付の可能性については、第三回の特例納付が実施されていた時期において、社会保険事務所は、60 歳まで未納が無く、保険料を納付しても受給権を確保できない者を対象に特例納付を勧奨しており、申立人はそれに該当しない上、保険料は既に他界している申立人の母が納付していたため、納付状況は不明であるなどのことから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認められない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認できる資料として提出した、特殊台帳及び B 市保管の納付記録等の資料は、前回の審議に際して既に審議資料として、社会保険事務所から委員会に提示されたものと同じであり、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から60年12月までの期間、61年9月から62年2月までの期間、同年12月から63年4月までの期間及び同年12月から平成元年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年9月から60年12月まで  
② 昭和61年9月から62年2月まで  
③ 昭和62年12月から63年4月まで  
④ 昭和63年12月から平成元年8月まで

私の国民年金の加入手続は母が行い、私が大学を卒業するまでの2年間の国民年金保険料についても、母が自宅に来る集金人に両親の保険料と一緒に納付してくれていた。

大学を卒業後、私は、会社のA職をしながら、銀行の窓口であったのか口座振替であったのか、はっきりとは覚えていないが、自身で国民年金保険料を納付し、その後も厚生年金保険の被保険者及び共済組合の組合員の資格を喪失するたびに、B県C市役所及び同県D市役所で国民年金への切替手続を行い、きっちり保険料を納付していたのに、申立期間がそれぞれ未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金の加入手続はその母親が行い、国民年金保険料についても、申立人が大学を卒業するまでその母親が納付してくれていたと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年3月に結婚後の住所地であるD市においてその元夫と連番で払い出されている上、同市における申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間①から④までの国民年金被保険者の資格について同年2月22日にまとめて遡及処理されていることから、この頃に初めて申立人に係る国民年金の加入手続が行われた

ものと推定され、加入時期について申立内容と一致しない。

また、当該加入手続が行われるまで、申立期間①から④までは、国民年金の未加入期間であることから、申立人の母親が、申立人の国民年金保険料をその両親の保険料と一緒に集金人に納付することはできず、申立期間当時、申立人がC市役所及びD市役所で厚生年金保険等との切替手続を適切に行っていた事情はうかがえない。申立人の加入手続が行われた時点においては、申立期間①、②及び③の全期間並びに申立期間④のうち、大部分の期間は、制度上、時効により保険料を納付することができない期間であるとともに、申立期間④のうち、時効成立前の納付が可能な期間の保険料については過年度保険料であり、別途国庫金納付書を用いて遡って納付することとなるが、申立人は、過去の保険料を遡って納付した記憶はないと陳述している。

さらに、申立内容のとおり、申立人の母親が、申立人の加入手続を行い、その後、申立人が厚生年金保険等の被保険者資格を喪失するたびに国民年金への切替手続を行った上で、申立期間の国民年金保険料を遅滞なく納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールにより確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人も、年金手帳は現在所持する1冊のみであると陳述している。

加えて、申立人の母親及び申立人は、申立人の国民年金の加入手続及び切替手続並びに申立期間に係る国民年金保険料の納付に関する記憶が明確ではない上、申立期間は4つの期間であり、かつ、延べ6年間に及び、これほどの回数及び長期間にわたり、行政側が事務処理を続けて誤ることは考え難い。

また、申立人の母親又は申立人が、申立期間①から④までの国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 8 月までの期間、63 年 12 月から平成 2 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 4 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から同年 8 月まで  
② 昭和 63 年 12 月から平成 2 年 3 月まで  
③ 平成 2 年 4 月から 4 年 1 月まで

私は、会社を退職して厚生年金保険の被保険者でなくなったら、国民年金に加入して国民年金保険料を納付しなければならないと、退職した勤務先及び両親から言われていた。

申立期間①の国民年金保険料は、昭和 62 年 4 月に会社を退職した後、A 県 B 市役所で国民年金の加入手続を行い、その場で受け取ったか郵送されてきたかは覚えていないが、納付書（氏名は、C）を使って同市内の郵便局から毎月納付していた。

申立期間②の国民年金保険料は、昭和 63 年 12 月に D 社を退職した後、A 県 E 市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所から同市 F 町の自宅に郵送されてきた納付書（氏名は、C）を使って同市内の郵便局から保険料を納付していた。

申立期間③の国民年金保険料は、E 市役所から同市 G 町の自宅に郵送されてきた納付書（氏名は、H）を使って I 郵便局又は同市役所で納付していた。当時は、結婚していたので、夫婦二人分の保険料を私が納付していた。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職して厚生年金保険の被保険者でなくなるたびに国民年金の加入手続を各市役所で行い、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を、

納付書で納付していたと申し立てている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年7月20日に婚姻前のCの名字で払い出された記号番号及び平成4年4月6日に婚姻後のHの名字で払い出された記号番号が、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるところ、昭和60年7月に払い出された手帳記号番号についてオンライン記録を見ると、61年4月1日に第3号被保険者に種別変更されて以降、平成23年10月25日に申立人の基礎年金番号に記録統合されるまで、第3号被保険者のままの記録であったことが確認でき、この場合、当該手帳記号番号による申立期間①、②及び③の納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできない。

また、平成4年4月に払い出された国民年金手帳記号番号についてオンライン記録を見ると、19年10月25日に厚生年金保険被保険者記号番号が統合され、各申立期間における国民年金被保険者資格の得喪記録がまとめて追加されており、その追加処理が行われるまでは、昭和60年7月1日の被保険者資格の取得時点から平成4年1月までの期間は一連の未納期間であったと推認でき、会社を退職するたびに各市役所で加入手続を行ってきたとする申立人の主張と符合しない上、当該手帳記号番号が払い出された時点においては、申立期間①、②及び③の一部は現年度納付することはできない期間である。

さらに、申立人は、申立期間③の頃は結婚しており、自身が夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたと陳述しているところ、その夫の国民年金手帳記号番号は、申立人より1年以上前の平成3年3月に払い出されているが、申立人は前述のとおり4年4月に加入手続していることから、それまでは、申立人に納付書が発行されることはなく、夫婦一緒に保険料を納付することはできず、申立人の陳述と符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、上記の手帳記号番号以外に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から4年9月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月から4年9月まで  
私は、平成2年の後半頃、会社を退職したので社会保険から国民健康保険への切替手続をするために、市役所又は同市役所A出張所へ行った。しかし、国民健康保険料が高額だったため加入はしなかったが、国民年金は保険料免除の制度があったので免除の手続をしたつもりである。それなのに、申立期間が未納期間とされていることは納得できない。調査の上、私の年金の納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職後の平成2年の後半頃、国民年金保険料の免除申請手続を行ったつもりであるとしているが、申立人のオンライン記録を見ると、申立人は、昭和47年3月に厚生年金保険に加入したことにより、国民年金被保険者の資格を喪失後、平成20年10月頃になって、4年10月から7年4月までの期間及び8年2月から10年1月までの期間について遡って第3号特例納付期間記録の届出が行われ、それに伴い申立期間の始期である2年11月に国民年金の第1号被保険者の資格を取得すると同時に、終期である4年9月の同資格を喪失した記録が追加されていることが確認できることから、この記録の追加がされるまで、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、免除申請を行うことはできない。

また、免除申請は毎年度行う必要があり、申立期間の免除手続は3回行うことになるが、申立人は、免除申請は1回のみ行ったとしており、当時の状況と符合しないほか、申立人の免除申請手続に係る記憶は明確でない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料について免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から同年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から同年12月まで

平成21年頃、A社会保険事務所(当時)から「昭和52年1月から3月までの記録が抜けているので追加する。」との連絡があった。

それで、それまでに送られてきた「ねんきん特別便」をよく見ると、昭和51年7月から52年3月までの期間が未納となっていたことが分かった。

私は、昭和54年4月26日に、51年7月から52年3月までの国民年金保険料を納付した領収証書を持っているのに、このうちの同年1月から同年3月までの3か月しか納付済みの期間として訂正されなかったので、平成21年11月頃に記録の照会を行ったところ、B年金事務所から「昭和51年7月から12月までの保険料は、一旦納付されたものの、納付期限が過ぎていたので還付されている。」との回答であった。

私は、申立期間の国民年金保険料が還付された記憶はないので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金保険料の領収証書により、昭和51年7月から52年3月までの9か月の保険料が54年4月26日に納付されていることが確認できるものの、納付時において、申立期間の保険料は時効により納付できないものであることから、申立期間の保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

また、申立人に係る特殊台帳の摘要欄には、「51 7~51 12 過誤納(8400 円 54. 4. 28)」「還付 8400 円 54. 4. 28 №88」と記載され、還付すべき期間及び金額に誤りは無いなど、記載内容に不合理な点は認められない。

さらに、領収日から2日後に還付決議が行われていることについても、C

県D市に居住する別の被保険者が、申立人と同時期に申立期間を含む昭和 51 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料について、納付日から 3 日後に還付決議が行われ、還付金が受け取られている事例が確認できることなどを踏まえると、申立人の還付記録については、特段不自然さは見受けられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料は還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から5年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から5年12月まで

私は、平成4年2月に事業所を開設した。その後、私の収入が増加したので、夫の勤務先から扶養親族であることを打ち切りますとの連絡があった。

私は、第3号被保険者から第1号被保険者に切り替えた時期及び当時の提出書類について明確な記憶はないが、国民年金保険料は2年間遡って納付できることを知っていたので、第1号被保険者となった平成4年2月から2年たった6年1月頃にA県B市役所に行き、申立期間の保険料の納付書を2枚作成してもらった。その際に、同市職員が、「これでつながった。」と言われたことを記憶している。

しかし、私は、受け取った納付書の納付期限に遅れてしまい、1か月分の国民年金保険料が納付できなかったことから、B市役所に申し出たところ、後の1年分の納付書は使えると言われて、その納付書で納付し、期限に遅れた納付書は新たに作成してもらうことにし、その新たな納付書で11か月間の保険料を納付したと記憶している。

申立期間が、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市役所で作成してもらった2枚の納付書で、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿を見ると、平成7年3月以前は第3号被保険者の記録のままとなっており、6年1月頃に同市役所で申立期間の納付書を発行してもらったとの申立内容と符合しない。

また、申立人のオンライン記録を見ると、平成8年1月8日になって、第3



号被保険者の非該当を理由に、4年2月まで遡って第1号被保険者とし、第3号被保険者の資格を喪失させる処理が行われていることが確認できることから、申立人の夫の勤務先から扶養親族であることを打ち切るとの連絡があったとする時期は、この頃であるとみるのが自然である。この場合、当該処理が行われるまで、申立人に対して国民年金保険料の納付書が発行されることはなく、当該処理が行われた時点において、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付することができない。

さらに、申立人に係る納付状況を見ると、平成7年度の国民年金保険料を、平成8年2月5日に現年度納付した後、同年2月15日に、その時点で時効成立前の納付が可能な申立期間直後の6年1月から7年3月までの15か月の保険料を過年度納付したことが確認できるところ、前述の第3号被保険者の資格喪失処理が行われた8年1月8日の時点においては、5年12月から7年3月までの16か月は、時効成立前の納付が可能な期間であり、申立人が2枚の納付書で保険料を納付し、納付期限に遅れて1か月の保険料が納付できなかったとする申立人の記憶は、上記の8年2月に納付した現年度保険料及び15か月の過年度保険料の記憶であるとみても不自然ではない。

加えて、申立期間の国民年金保険料の納付が可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から52年3月までの期間及び57年8月から59年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から52年3月まで  
② 昭和57年8月から59年7月まで

私は、A県B市C区から同県D市へ昭和48年12月に転居することになったので、それまで勤務していた会社を同年10月に退職した。会社で総務・経理事務を担当していたため、社会保険のことは熟知していたので、同市役所へ転入の手続に行った際、私の国民年金の加入手続も一緒に行い、国民年金保険料は銀行の窓口で納付書により納付してきた。

私は、申立期間①及び②が未納とされていることは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年10月頃に払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、加入手続は同年10月頃にD市で行われたものと推認される。この場合、当該加入手続が行われた時点において、申立期間①の一部は時効が成立しており、納付できない。

また、申立人は、加入手続当初から国民年金保険料を、銀行の窓口で納付書により納付したとしているが、D市では、昭和49年度までは集金人が徴収しており、申立人の陳述は当時の保険料の納付方法と符合しない。

申立期間②について、申立人の国民年金被保険者資格の得喪記録を見ると、昭和56年2月9日に国民年金被保険者資格を喪失していることが特殊台帳により確認できること及び申立期間②の始期である57年8月21日の資格取得、当該期間の終期である59年8月6日の資格喪失の両記録は、申立人の免除申請が行われた頃の62年10月15日になって、遡って追加されていることが確

認できることから、申立期間②は免除申請手続きに伴い、国民年金の記録となったもので、申立期間②当時は国民年金に未加入期間であり、国民年金保険料を納付できず、当該記録が追加された時点においては、既に時効が成立しており、納付できない期間である。

また、申立人からは、申立期間①及び②に係る加入手続及び国民年金保険料の納付について、具体的な陳述を得ることはできず、保険料納付等の詳細は不明である上、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を視認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料について、納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 6350 (事案 5155 及び 5927 の再々申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から 63 年 3 月まで

国民年金の加入については、母に全て任せていたのではっきりとは分からないが、昭和 59 年 12 月頃、母が、A 県 B 市 C 区役所で加入手続を行ってくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料については、母が納付してくれており、母もはっきりとは覚えていないが、集金人に納付し、納付後、年金手帳に検認印を押してもらっていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できないとして、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の回答を受けた。

しかし、その回答の判断理由には、i) 母が陳述した納付方法が、当時の制度状況と符合しないことを挙げているが、母に確認したところ、当時のことについては、はっきり覚えていないとしており、記憶違いの陳述を基に消極に評価されたこと、ii) 私と母とのやり取りなどについて反映されていないことなどから、再度審議してほしいとして、年金記録確認第三者委員会に再び申し立てたが、やはり認められない旨の回答を受けた。

しかし、再申立ての根拠である私と母とのやり取りについて、私も母も記憶として残っているのに、記録が無いことを理由に認めてくれないことは納得できない。

新たな資料は無いが、もう一度審議してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

本件の申立てについては、i) オンライン記録を見ると、申立人が国民年金被保険者資格を取得した履歴は確認できず、申立期間は国民年金の未加入期間

となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできないこと、ii) 申立人の保険料納付を担っていたその母親は、申立期間の保険料について、自宅に来た集金人に保険料を納付し、国民年金手帳に検認印を押してもらっていたとしているが、申立期間当時のB市における保険料の収納方法は、納付書による自主納付方式が通例であり、当時の制度状況と符合しないこと、iii) 申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に関与しておらず、保険料納付を担っていたとする申立人の母親から、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、上記通知内容に記載されている判断理由について、納付できないとして再申立てを行ったため、改めて申立人及びその母親から陳述を求めたものの、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付に係る具体的な陳述は得られなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年8月26日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から3回目の申立てが行われたが、申立人から新たな資料等の提出及び陳述も無く、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から48年5月までの期間及び49年12月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月から48年5月まで  
② 昭和49年12月から52年3月まで

昭和46年12月頃、母親が私に代わって国民年金の加入手続を行い、自分たちの国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付してくれた。

申立期間について、両親の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私のみ未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年12月28日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であるものの、申立人は保険料納付には関与しておらず、また、納付を担っていたとするその母親からも保険料納付に係る具体的な陳述は得られず、申立期間の保険料納付の状況を確認することはできない。

また、A県B市の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ると、「53. 3. 27 納付勧奨（文書）」との押印が確認できるとともに、申立期間直後の昭和52年度の国民年金保険料が昭和53年4月に一括して納付されていることが同市の国民年金収滞納一覧表で確認できることから、納付勧奨を受けて、昭和52年度分から現年度納付が開始されたものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見

当たらない。

加えて、申立期間は合わせて 47 か月に及び、これだけの期間について、国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難く、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月から同年12月までの期間及び62年5月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年9月から同年12月まで  
② 昭和62年5月から同年7月まで

申立期間は、いずれも勤務先を退職して、次の仕事を探していた期間であるが、その当時は、共済組合及び厚生年金保険の被保険者資格を喪失すると国民年金に加入しなければならないことを知らなかったため、何も手続を行わなかった。

しかし、昭和62年12月\*日に婚姻届をA県B市役所C出張所へ提出した際に、当時の妻の国民年金の加入手続及び第3号被保険者への種別変更手続を行った。その時に職員から、私が国民年金に未加入であることを指摘され、今なら未納分を2年前まで遡って支払えると言われたため、加入手続を行った。その際、妻の未納保険料の納付と合わせて申立期間①及び②の国民年金保険料を窓口で納付し、レシート（縦8cm×横3cm）を2枚受け取った。

記録では申立期間が未加入期間とされており納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人は基礎年金番号制度の導入後である平成15年7月1日付けで、初めて国民年金第1号被保険者資格を取得しており、また、この手続は同年同月7日に行われたことが、A県D市E区の電算記録から確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申



立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事跡も見当たらない。

さらに、申立人が、自身の国民年金保険料と一緒に納付したとするその前妻の昭和62年8月から同年11月までの保険料は、申立ての2週間後の同年12月22日に納付されていることが、B市の国民年金保険料収滞納一覧表から確認でき、申立てと符合しない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付した際、その前妻の分と合わせてレシート（縦8cm×横3cm）を2枚受け取ったとしているが、制度上、申立期間①は過年度保険料、申立期間②は現年度保険料となることから、領収証書はそれぞれ別となり、前妻の分と合わせると3枚となることから、申立内容と符合しない上、申立人主張のレシートの形状は、当時のB市の領収証書（現年度分）及び社会保険事務所（当時）の領収証書（過年度分）の形状と異なっている。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月から62年2月までの期間及び平成2年9月から5年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年9月から62年2月まで  
② 平成2年9月から5年1月まで

私が平成2年9月から勤務していた会社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。このため、時期ははっきりとは覚えていないが、母親にA県B市役所で、国民年金の加入手続を行ってもらった。その時かその後か時期は定かではないが、申立期間①及び②の国民年金保険料を母親が納付してくれたはずである。

しかし、国の記録では申立期間が未納とされているが、母親が間違いなく納付してくれたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期ははっきりとは覚えていないが、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずであるとしている。

しかし、申立人の国民年金の加入手続は、申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の前後の国民年金手帳記号番号の記録からみて、平成3年5月に行われたものと推認され、この加入手続の時点においては、申立期間①の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立期間②の国民年金保険料については、加入手続の時点において、納付することは可能であるものの、オンライン記録を見ると、過年度納付書が平成6年7月6日付けで作成されており、作成時点までは未納期間があったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとするその母親も、「納めていない期間について、送付された納付書で1度だけ納付した。納付場所は金融機関だったと思うがはっきりとは覚えていない。」などと陳述するのみで、納付書の入手時期、納付金額及び納付した金融機関名などは記憶しておらず、保険料納付の具体的な状況を確認することはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から7年3月まで

私は、平成6年6月まで海外へ留学中であったが、その間にA県B市役所から、国民年金保険料の納付を求める旨の文書が実家に送付されてきたので、両親が市役所に出向き、窓口において20万円前後の保険料を納付した。

両親は、B市役所で国民年金保険料を納付した確かな記憶があると言っているため、申立期間の保険料が未納とされているのは納付できない。

なお、両親は、B市役所に行った具体的な時期については覚えていないが、納付した当時、同市に新しい施設ができたことを覚えていると言っている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が海外留学中に、その両親がB市役所から文書の送付を受けて、同市役所において申立人に係る国民年金保険料を納付したと申し立てている。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の被保険者の記録から、B市において、平成2年9月27日を国民年金被保険者資格の取得日として、申立人が留学から帰国した後の7年12月頃に払い出されたものと推認でき、加入時期が申立内容と符合しない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間のうち、平成2年9月から5年10月までの国民年金保険料は、時効により納付することはできない上、同年11月から7年3月までの保険料は、過年度保険料となり、市町村窓口において納付することはできず、別途、社会保険事務所（当時）発行の納付書を用いて、金融機関等で納付することが必要であるものの、申立人の両親は、B市役所以外で保険料を納付した記憶はないと陳述している。

さらに、申立人の両親が記憶しているとする、市営施設は、それぞれ平成4

年及び7年8月に建設していることが資料等により確認できるところ、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から同年6月まで

ねんきん定期便により年金記録を確認すると、申立期間の国民年金保険料が未納であることが分かった。

しかし、私が所持する領収証書を見ると、昭和53年9月13日に申立期間を含めた51年4月から52年3月までの1年間の国民年金保険料を一括して納付していることが分かった。このため、年金事務所に対して記録の訂正を求めたが、担当者からは申立期間の保険料は還付済みであるとの説明を受けた。

私は、昭和47年7月末に会社を退職後、しばらく国民年金に加入していなかったが、当時のA県B市役所（現在は、C市）から加入しなくてはならないと言われたので、加入手続を行った。

その後、市役所から文書と一緒に納付書が届き、国民年金保険料を納付したことを覚えている。私は、納付書が送付された翌日に、その納付書のとおり保険料を納付しているにもかかわらず、申立期間が未納とされることに納得できない。

また、私自身、申立期間の国民年金保険料を還付された記憶もないので、申立期間の保険料を納付済みに訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年9月12日付けB市発出の文書と一緒に、申立期間を含めた昭和51年度の国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、翌日にその指示どおり保険料を納付したとしている。

そこで、申立人が所持する領収証書を見ると、昭和53年9月13日に申立期間を含めた51年4月から52年3月までの国民年金保険料が、一括して過年度

納付されていることが確認できるものの、この納付時点において申立期間の保険料は、制度上、時効により納付できず、還付されることになる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料が還付された記憶はないとしているものの、特殊台帳及びC市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間の保険料（4,200円）は、納付から4か月後の昭和54年1月12日に還付されている事跡が確認でき、還付記録に不自然さはない。

さらに、C市では、当時のB市が、申立人に対して申立期間を含めた過年度保険料の納付書を送付した経緯は不明としており、また、制度上、市町村には過年度保険料を徴収する権限は無いことから、社会保険事務所（当時）において、申立期間の国民年金保険料が還付されたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から50年12月まで

ねんきん特別便を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納であることが分かり、照会をしていたが、納付事実が確認できないとの回答がきた。

国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、亡くなった妻に全て任せていたので、私自身は全く分からない。

しかし、私は、昭和27年から事業所を開設しており、時期は覚えてないが、老後のために、妻と相談して夫婦一緒に国民年金に加入したことは覚えている。

加入後の国民年金保険料については、妻が全て納付してくれていたと思うので、未納期間があることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、夫婦の保険料の納付を担っていたとするその妻は既に他界していることから、申立期間の保険料納付に係る状況を確認することはできない。

また、申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、オンライン記録を見ると、妻も申立期間の保険料は未納となっている。

さらに、以下のことから、申立人は、昭和53年9月から国民年金保険料の納付を開始するとともに、第3回特例納付制度（実施時期：昭和53年7月から55年6月まで）等を利用して、年金受給資格を最低限満たすため、申立期間前後の未納期間の保険料を遡及納付したと考えられる一方、申立期間の保険料納付がうかがえる事跡は確認できない。



i) 申立人が年金受給権を得るために必要な年金受給資格期間は、21年(252か月)であること、ii) 特殊台帳を見ると、特例納付及び過年度納付により、申立期間前後の昭和36年4月から46年8月までの期間及び51年1月から53年3月までの期間の国民年金保険料として、合わせて152か月分が遡及納付されており、これによりその後60歳到達までの100か月分の保険料を完納することで年金受給資格期間の21年(252か月)を確保できること、iii) 申立人の妻の納付記録を見ても、申立人と同様に、自身の年金受給資格期間である18年(216か月)を確保するために必要な期間(148か月)だけ遡及納付していること、iv) A県B市の国民年金収滞納一覧表を見ると、同年4月から同年9月までの保険料が同年9月28日に一括して納付されていること、v) 申立人の住居表示は、43年5月に同市C町から同市D町へと変更されているが、特殊台帳では、53年9月30日になってその変更が記載されていること。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から同年7月まで  
昭和59年4月21日に厚生年金保険適用事業所(A社)を退職したため、私の姉がD県B市役所で、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。  
国民年金保険料についても、姉が納付してくれたはずである。  
領収証書などは残っていないが、姉が私の国民年金保険料を納付してくれたのは間違いないので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年4月頃に、その姉が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれたはずであるとしている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿を見たが、申立期間当時において、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出された事跡は見当たらず、また、オンライン記録を見ると、申立人は、平成16年3月26日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その5日後の同年同月31日付けで同年3月以降の国民年金保険料について、免除申請手続が行われていることが確認できる。

これらのことから、申立人は、A社の退職時ではなく、平成16年3月に別の厚生年金保険適用事業所(C社)を退職した際、初めて国民年金の加入手続を行ったことにより、遡及して申立期間に係る国民年金被保険者資格を取得したものと考えられ、それより前においては、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付には関与しておらず、また、それらを担っていたとするその姉への事情の聴取は行わないでほしいとしており、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み

取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったところ、申立人には、20歳到達前の昭和44年4月28日に国民年金手帳記号番号が払い出されているが、資格を取り消されており、それ以外に有効な別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪国民年金 事案 6358 (事案 6117 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から61年3月まで

私は、昭和58年4月の大学入学を契機に、国民年金の加入手続を行った。20歳以降の国民年金保険料は、つづりになった納付書を用いて、毎月、郵便局、銀行又はA県B市役所の窓口で納付した。当時の月額保険料は約1万3,000円だったことを覚えている。

また、私は、大学を昭和61年3月に退学し、受験勉強を行った後、62年4月から別の大学に入学した。確かその頃と思うが、私の年金手帳を新しくする手続を母親が行い、柿色の年金手帳を持って帰ってきた。その年金手帳を見ると、私の資格取得日は、昭和61年4月1日付け強制加入とされており、母親に私の黄土色の年金手帳について聞いたものの、どこで紛失したか分からないと言われた。

最近になり年金記録を見ると、私の記録は、年金手帳の記録と同じ昭和61年4月1日からとなっているが、私は58年8月から任意加入し、国民年金保険料を納付したので納得できない。

以上のことを年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の回答を受けた。

しかし、私は昭和58年8月任意加入して、国民年金保険料を納付していたはずであり、どうしても納得できない。

新たな資料は無いが、もう一度審議してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金の資格記録を見ると、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳のいずれの記録も、申立人の最初の資格取得日は、昭和61年4月1日付け強制加入と確認できることか

ら、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできないこと、ii) 申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の直前の番号が払い出されている被保険者の記録から、同年12月頃に行われていることが推認でき、58年8月に加入手続を行ったとする主張とは一致しないこと、iii) B市の収滞納記録を見ると、同年4月から62年3月までの保険料が、同年3月にまとめて納付されていることが確認でき、毎月納付したとする主張と一致しない上、申立人が所持していたとする黄土色の年金手帳は、申立期間当時の年金手帳の様式とは異なること、iv) 申立期間の保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、v) 申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、当委員会の決定に基づき、平成23年11月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記通知内容に記載されている判断理由について、納得できないとして再申立てを行っているが、申立人から新たな資料等の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年7月までの期間、61年2月から平成2年3月までの期間、4年4月から5年11月までの期間及び6年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月から60年7月まで  
② 昭和61年2月から平成2年3月まで  
③ 平成4年4月から5年11月まで  
④ 平成6年1月から同年3月まで

私は、両親から国民年金の加入を勧められたので、昭和59年10月に、自身で国民年金の加入手続をA県B市役所で行った。

申立期間①の国民年金保険料は、私がB市役所で毎月納付した。申立期間②は私又は母親が同市役所で納付した。申立期間③は母親が同市役所で納付した。申立期間④は私が同市役所で納付した。

しかし、年金記録を確認したところ、申立期間が未納と分かった。

年金記録に係る確認申立書に記載している内容以外の細かいことまで覚えていないが、国民年金保険料を納付していたことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号に係る被保険者の記録から、平成6年3月頃に払い出されたものと推認でき、申立人の陳述する加入手続時期とは一致しない上、手帳記号番号の払出時点において、申立期間①及び②の国民年金保険料は、時効により納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点において、申立期間③及び④について、平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料は過年度納付、また、同年4月以降の保険料は現年度納付することは可能であるが、申立人は、

定期的にB市役所で納付したとするのみであり、当該期間の保険料の具体的な納付状況を確認することはできない。

さらに、オンライン記録を見ると、申立期間③及び④に挟まれた平成5年12月の国民年金保険料として、申立人が厚生年金保険被保険者となった7年11月の保険料が時効到来直前の8年1月に充当処理され、同年2月に差額保険料が還付されていることが確認でき、この処理より前においては、未納であったと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 13314 (事案 2599 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 15 日から 46 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めて申立てを行ったが、申立人は脱退手当金を請求する意思を有していたと考えられるほか、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない等の理由により、記録の訂正は認められなかった。

前回の審議結果に納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険庁(当時)の記録によれば、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和46年6月12日に支給決定されていること、ii) 事業主による代理請求の可能性が否定できないこと、iii) 脱退手当金裁定請求書の内容等から、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたと考えるのが相当であること、iv) 脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないこと等の理由により、既に当委員会の決定に基づき、平成20年12月12日付けで年金記録の訂正が必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「脱退手当金を受給した記憶はなく、前回の審議結果に納得できない。」と申し立てしているところ、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」(平成19年7



月 10 日総務大臣決定) に基づいて、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし明らかに不合理では無く、一応確からしいこと」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているところ、本事案では、脱退手当金裁定請求書が存在している。この裁定請求書を見ると、i) 同請求書に押された印影は、申立人がA社に提出した昭和 46 年 4 月 9 日付け退職届に押された印鑑と同一のものと認められること、ii) 申立人の住所地近くにあるB銀行C支店(当時)に対し、同年 6 月 12 日付けで小切手を振り出した記録が確認できるなど、不自然な点は見当たらず、申立人の資格喪失時の前後 2 年以内に申立人が勤務していた事業所で資格を喪失した女性従業員 22 人のうち、20 人に資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていること、申立人についても資格喪失の日から約 2 か月後に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在する。

また、今回、新たに申立人から「昭和 46 年分退職所得の受給に関する申告書」及び「昭和 46 年分退職所得の源泉徴収票」が提出されているが、当該資料は前回の審議に伴い、A社を管轄する社会保険事務所から提出があった書類と同一であることから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立人は、「当時、私はB銀行C支店に脱退手当金を受け取りに行っていない。社会保険事務所が小切手を交付してから 1 年経過しても受領しなかった場合、受領しなかった脱退手当金が社会保険事務所に戻されても脱退手当金の支給記録は訂正されないので、裁定請求手続が行われたとしても、私が脱退手当金を受領したことにならない。」旨陳述しているところ、当時の社会保険庁の取扱いによると、隔地払いで振り出した小切手について支払がなかった場合は、1 年経過後に預託金に戻入され、同庁業務課において脱退手当金の支給記録を取り消していた。

## 大阪厚生年金 事案 13315 (事案 12835 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 21 日から同年 8 月 1 日まで  
ねんきん定期便により、A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、同社本社C支店に出向になった際の標準報酬月額が 38 万円から 34 万円に下がっているため、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を求めて申立てを行ったが、給与支給額に見合った額の保険料控除がうかがえない等として、記録の訂正は認められなかった。

前回は主張したが、当時、私の給与が下がったことは一度も無いのに、標準報酬月額が下がっていることに納得がいかない。今回、新たに昭和 58 年 5 月分及び同年 9 月分の給与明細書並びに当時の給与振込額が確認できる預金通帳を提出するので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は、「賃金台帳等の資料は、法定管理期間が過ぎているため保管していない。」と陳述しており、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額が確認できない、ii) オンライン記録により、申立人と同一時期(おおむね3か月以内)に同社本社において、同社他支店等からの異動により厚生年金保険被保険者資格を取得した元従業員 12 人のうち、9人が申立人と同様に資格取得時の標準報酬月額が1等級ないし4等級下がっていることが確認できる、iii) 同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額の記録に遡及して訂正された等の不自然な点は見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 12 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料として昭和 58 年 5 月度及び同年 9 月度の給与

明細書並びに56年8月31日以降の給与振込額が確認できる預金通帳を提出している。

しかし、当該給与明細書については、申立期間より後の期間のものであることから、申立期間について、申立人が主張する給与支給額に見合った厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できない上、当該預金通帳については、昭和56年8月以降の出入金に係る記録であり、申立期間の給与振込額を確認できず、申立期間の厚生年金保険料の控除額が推認できないことから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
② 平成 7 年 11 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで  
③ 平成 8 年 12 月 1 日から 11 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員 190 人のうち、申立人と同様に標準報酬月額が大幅に減額された者は 47 人確認できる。

また、A社は、「申立期間当時の資料は無く、社会保険料控除額は確認できない。申立人は、B職担当としてC業務を行っており、B職担当者の給与額は個人の成績により毎月変動していた。給与計算は決定された標準報酬月額に基づきシステムで行っているため、保険料を高く控除することはない。」と回答している。

さらに、前述の 47 人のうち、申立人と同年代の元同僚は、「A社では、B職担当者の給与は固定給与とD業務報酬の合計であり、B職成績額によって毎月の給与額は大きく変動した。B職担当者は、入社時にD業務報酬について説明を受けた。」と陳述しており、前述のA社の説明と符合している。

加えて、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額の記録に、遡及して訂正された等の不自然な形跡は見られない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③において、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 13317

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 10 月頃から 35 年 4 月頃まで

申立期間は、A社B出張所にC職として勤務しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述により、期間は特定できないものの、申立人は、A社B出張所で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社B出張所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない上、同社の本社は、昭和 28 年 12 月 1 日に適用事業所となっており、申立期間のうち、同日以前の期間について適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社は、既に解散しており、申立期間当時の代表取締役は、既に死亡している上、当時の役員のうち、連絡先が判明し照会に対する回答が得られた二人は、申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて、分からない旨回答しているところ、そのうちの一人は、「厚生年金保険に未加入の従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは有り得ない。」旨陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同社B出張所における同僚であったとする二人も、申立人と同じく同社における被保険者記録が確認できない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年7月1日まで

私は、昭和19年12月8日に学徒勤労働員により、A社B支店（現在は、A社）で勤務することとなり、20年3月に国民学校高等科を卒業した後も、引き続き終戦直前まで同社に勤務したので、申立期間の被保険者記録が無いのは納得できない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の同級生の陳述から、申立人が申立期間にA社B支店に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時、C職系の従業員については、試用期間の設定があったと思われる。」旨陳述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が記載されているページの欄外に「D職」の記載が確認できる。

また、上記の被保険者名簿によると、申立人の同級生2人及び申立人と同職種の同僚6人は、いずれも申立人と同じ昭和20年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記の8人とは別に、申立人と同じ昭和5年生まれの元従業員50人のうち、所在判明者15人に文書照会を行ったところ、4人から回答を得たものの、いずれの者からも、申立期間における保険料控除等について具体的な陳述を得ることができない上、上記の被保険者名簿によると、そのうちの41人は、申立人と同じ20年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

以上のことから、A社B支店では、申立期間当時、必ずしも入社と同時に

全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月頃から同年 10 月頃まで

A社でB職として勤務していた申立期間の被保険者記録が無い。昭和 42 年 11 月に結婚する直前まで同社に勤務していた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、事業所名は不明であるものの、申立人がA社の所在地を管轄する公共職業安定所において、昭和 42 年 4 月 3 日に資格を取得し、同年 6 月 30 日に離職した旨の記録が確認できる。

しかしながら、A社は、昭和 44 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在が明らかでないことから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る者 25 人に照会し、8 人から回答が得られたところ、いずれも申立人のことは記憶にないと回答している。

さらに、i) 複数の同僚は、「採用されてから3か月ぐらいは、見習期間があり、厚生年金保険及び健康保険に加入することができなかった。」旨の陳述をしていること、ii) 上述の被保険者名簿によると、申立人及び複数の同僚が、一緒に勤務していたと陳述している従業員 17 人のうち6人は、A社における被保険者記録が確認できないことから、申立期間当時の同社では、必ずしも全ての従業員を対象として、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、A社に係る前述の被保険者名簿において健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 3 月 20 日まで  
② 昭和 41 年 10 月 1 日から 46 年 1 月 1 日まで

A社及びB社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が、支給済みと記録されている。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、申立人が昭和 46 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、B社(現在は、C社)は、「申立期間当時の資料は保管されておらず、当時の脱退手当金に関する取扱いについては不明である。」旨回答している上、申立人が同社を退職した当時の社会保険事務担当者であったとする元社員は、「申立人が退職した時、どのような手続を行ったか覚えていない。」旨陳述している。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 12 月 16 日から平成 13 年 9 月 4 日まで  
私が A 社に勤務していた期間の標準報酬月額が低く記録されているので、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた平成 13 年 8 月分の給与支払明細書で確認できる給与支給額は、申立人のオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかし、申立人が所持していた前述の給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額を下回っていることが確認できる。

また、申立人が課税資料（平成 9 年分及び 10 年分の源泉徴収票、平成 2 年度から 7 年度までの期間及び 13 年度の市民税・県民税課税証明書）を所持していた期間について、当該資料で確認できる社会保険料控除額は、当該期間において、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額に基づく健康保険料、厚生年金保険料及び推測される雇用保険料の合算額にほぼ見合っていることが確認できる。

さらに、同僚の一人から提出された平成 2 年 1 月から 13 年 8 月までの期間に係る給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額は、当該期間において、当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致又はそれを下回っていることが確認できる上、オンライン記録によると、当該同僚の標準報酬月額に係る記録の推移は、当該同僚が A 社に在籍していた期間において、申立人の標準報酬月額に係る記録の推移と完全に一致していることが確認できる。

加えて、A社は既に解散しており、申立期間に係る賃金台帳等の資料は確認できないものの、同社の申立期間当時の社会保険事務担当者は、「正確な時期は覚えていないが、従業員が増えて社会保険料の負担が重くなった時期から、実際の給与支給額より低い標準報酬月額で社会保険事務所（当時）へ届出を行っていた。ただし、従業員の給与からは、届け出た標準報酬月額に見合う保険料しか控除していないはずであり、当然、保険料の半分は会社が負担していた。」旨陳述している。

このほか、申立期間について、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額に遡及して訂正された事跡は認められない上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで  
私は、A社に勤務していた親戚の紹介で、中学校卒業後の昭和 26 年 4 月 1 日から同社に勤務した。  
申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の人事記録及び賃金台帳等の資料は保存されていないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除については不明である。また、同様の理由により、申立期間当時の新たに入社した社員に対する厚生年金保険の取扱いに関しても不明である。」旨陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に被保険者記録が確認できる同僚 33 人のうち、所在の判明した 7 人へ照会し 5 人から回答が得られた。このうち、1人は、「私は、昭和 26 年 10 月にA社に入社したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日は、27 年 3 月 1 日からとなっている。厚生年金保険の未加入期間に給与から保険料が控除されていたかどうかは分からない。」旨、1人は、「私は、昭和 30 年 10 月頃にA社に入社したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日は、約 1 年後の 31 年 10 月 5 日になっている。厚生年金保険の未加入期間に保険料が控除されていたかどうかは分からない。」旨、2人は、「中学校卒業してすぐの昭和 32 年 4 月に入社したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日は、4 か月後の同年 8 月 1 日からとなっている。厚生年金保険の未加入期間に保険料が控除されていたかどうかは分からない。」旨陳述していることから、申立期間当時、同社は、必ずしも全ての社員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、A社に勤務していた親戚の紹介で同社に入社したと陳述しているところ、同人は、既に死亡していることから、当時の事情について確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月 18 日から同年 11 月 24 日まで  
② 昭和 41 年 11 月 24 日から 42 年 3 月 6 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社でB職として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間における勤務を裏付ける資料として、昭和 41 年 11 月 \* 日の業務中に私が巻き込まれた事故に係る記事を、この度探し当てた。

当該記事により、当該事故当時、A社は既にC社に社名変更していたことを知ったが、私が勤務していたことは確認できるので、当該事故日までの申立期間①及び当該事故日の翌日から次の事業所に勤務するまでの申立期間②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人から提出された記事及び同僚の陳述により、申立人が申立期間①において、A社及びC社に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、事業所整理記号簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 41 年 2 月に適用事業所ではなくなっている。

また、前述の被保険者名簿及び商業登記により確認できる申立期間①当時のA社の事業主は、既に死亡しているために事情照会できない。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間①当時に被保険者記録のある者のうち、所在が判明した 16 人に事情照会したところ、回答のあった 12 人のうちの 10 人は、「申立期間①における自身の厚生年金保険の加入に係る記憶はない。まして、申立人に係る事情について分からない。」旨陳述



している。

一方、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間①より後の昭和42年2月1日である。

また、C社の事業主は所在不明であり、申立人の申立期間①における保険料控除について確認することができない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険被保険者証番号に欠番は無く、遡及訂正等の不自然な点も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人は、「事故で昭和42年3月6日に転職する前日まで入院していた。」と陳述しているところ、前述のとおり、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、その前月の同年2月1日である。

また、申立期間②における給与について、申立人は、「受け取っていなかった可能性が高い。」と陳述しているところ、事情照会で回答を得た元従業員も「休んだ日の給与はもらえない取扱いであったため、入院中の給与は支給されていないと思う。」旨回答しており、申立期間②における保険料控除はもとより、給与の支払自体が確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 大阪厚生年金 事案 13324 (事案 12705 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 20 日から 55 年 10 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

そこで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

新たな事情として、A社の元事業主から、私が同社において約 10 年間正社員として勤務していたこと、及び源泉徴収を行っていたことを証明してもらった。また、新たに男性一人、女性二人の同僚の名前を思い出し、連絡がついた男性の同僚からは、私の勤務等に係る証言が得られることとなったので、調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B組織保管の名簿及び同僚の陳述により、申立人のA社における勤務は推認できるものの、同社は既に適用事業所ではなくなっており、元事業主は病気であること、同僚からは厚生年金保険の加入については希望制であった旨の陳述があり、申立人が同質業務の同僚として名字を挙げた者に係る記録も見当たらないことから、同社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたわけではなかったことがうかがえるとして、既に委員会の決定に基づき、平成 23 年 11 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「A社の元事業主から、私が同社において約 10 年間正社員として勤務していたこと、及び源泉徴収を行っていたことを証明してもらった。また、新たに男性一人、女性二人の同僚の名前を思い出し、男性の同僚からは、

私の勤務等に係る証言を得られることとなった。」として再申立てを行っている。

しかし、当該証明により、申立人の具体的な勤務期間、報酬月額及び保険料控除額を確認することはできない。

また、申立人が名前を挙げた男性の同僚は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において記録が無いところ、同人からは、申立人の同社勤務に係る陳述は得られたが、保険料控除に係る陳述までは得られなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた女性の同僚二人については、元事業主の長女がA社勤務を記憶していたものの、同社に係る前述の被保険者名簿には加入記録が無く、所在不明であることから事情照会できなかった。

加えて、病気であった元事業主は、死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除については確認できない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 12 月 31 日から 22 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 22 年 3 月 1 日から 24 年 10 月 1 日まで  
③ 昭和 24 年 11 月 1 日から 27 年 10 月 7 日まで

ねんきん特別便において、申立期間の加入記録が無いことが分かった。申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社にそれぞれ勤務していたので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された辞令書により、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、昭和 22 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている事業主並びに申立人が記憶する事業主及び役員は、所在が明らかでないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、前述の被保険者名簿から申立期間に被保険者記録が確認できる全員のうち、住所の判明した一人に照会したが、「古い話なので分からない。」との回答があり、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等を確認できない。

さらに、申立人は、「当時の従業員数は 20 人程であった。」としているが、前述の被保険者名簿を見ると、申立期間に被保険者記録がある者は 7 人であることが確認できることから、当時、A社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

申立期間②については、申立人から提出された辞令書により、申立人が申立

期間にB社で勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、年金事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人が記憶する当時の事業主は、所在が明らかでないため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等を確認できない。

さらに、オンライン記録及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立人が、「A社から引き続き、一緒に勤務した。」とする同僚二人の被保険者記録を調査したが、二人共に申立期間に加入記録は確認できない。

申立期間③については、申立人は、C社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間当時に勤務していたとするC社は、年金事務所の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人が記憶する当時の事業主は所在が明らかでないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等を確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。